

公益財団法人 日本医療機能評価機構
理事長 河北 博文殿

要望書

病院機能評価事業における審査項目に「子どもの医療に関する評価項目」を加える件

現在に至ってもわが国では、病院に入院している子どもの療養環境に関して、標準となる規範^{1, 2)}は明示されていません。

「国民が適切で質の高い医療を安心して享受できること」を目的に実施されている病院機能評価事業（日本医療機能評価機構ホームページより）の機能種別版評価項目 一般病院 2.3rdG:Ver.1.0, Ver.1.1（平成 27 年 12 月現在）の全文を検索して、「子ども、こども、子供、小児、幼児、年齢」等のどの語彙も見出すことができません（幼児・児童虐待という語彙が数か所だけ見られます）。日本の病院機能評価では虐待以外には子どもに関する言及がないということであり、病院運営のルールにおいて子どもを無視しているということに他ならないのです。そのことは 1994 年に日本政府が批准している「子ども権利条約」に違反しているという過言ではないと考えます³⁾。病院機能評価事業はわが国の病院の医療提供体制の規範となり、良質な医療を目指す目標として各病院が運営方針の基本に位置付けているものと考えられますので、子どもの医療⁴⁾に関する評価項目を加える等、わが国の病院医療を子どものために改善することは緊急の重要な課題であると考えられます。

下記の「子どもの医療に関する評価項目」を、病院機能評価の審査項目に加えていただきますようお願いいたします。

1. 子どもの権利の確保
2. 子どもの入院病棟の必要条件
3. その他、子どもを診療する施設の条件
4. 子どもの医療の質・安全の確保
5. 子どもの医療に必要な職種
6. 小児看護の専門性の確保
7. 地域小児医療圏に果たす役割

また、その中には、「病気や障がいをもつ子どもの成長発達を支援し、入院や治療にまつわるトラウマを軽減・緩和する援助を行うために、そのための訓練を受けている子ども療養支援士^{2, 5, 6)}が、小児医療入院管理料 1, 2⁷⁾を認定されている小児病棟に 1 名以上常勤していること」を評価項目に含んでいただくよう要望します。

以上を要望します。

令和 3 年 11 月 10 日

特定非営利活動法人 子ども療養支援協会⁸⁾

理事長 後藤真千子

〒659-0042 兵庫県芦屋市緑町 1 番 1 - 304 号

Tel & Fax: 0797-75-5830

e-mail : kodomoryoyoshien@yahoo.co.jp

[子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)

担当理事 藤村 正哲

参考資料

1. Getting the right start: National Service Framework for Children. Standard for Hospital Services. National Health Service. This publication is only available on the following website address: [Getting_the_right_start_-_National_Service_Framework_for_Children_Standard_for_Hospital_Services.pdf](http://www.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/270247/Getting_the_right_start_-_National_Service_Framework_for_Children_Standard_for_Hospital_Services.pdf) (publishing.service.gov.uk)
2. Barbara Romito et al. Child Life Services. American Academy of Pediatrics
3. 「子ども権利条約」における関連項目

第 3 条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第 6 条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限において確保する。

第 9 条 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。

第 12 条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。
この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第 16 条

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

第 24 条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

第 28 条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機會の平等を基礎として達成するため、特に、初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

4. 小児医療について

第 17 回 医療計画の見直し等に関する検討会

令和 2 年 1 月 15 日 資料 1 - 2

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000584472.pdf>

5. ガイダンス 子ども療養支援 医療を受ける子どもの権利を守る 五十嵐隆、 及川郁子、林富、藤村正哲、田中恭子。中山書店 東京、2014 年

6. 子ども療養支援士が活動している施設 ; [リンク : 子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)

7. 小児入院医療管理料

小児入院医療管理料 1 の施設基準

イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が二十名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとするが、この場合であっても、当該病棟における看護師の数は、

夜勤の時間帯も含め、常時当該病棟の入院患者の数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ 専ら小児の入院医療に係る相当の実績を有していること。

ホ 入院を要する小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

小児入院医療管理料 2 の施設基準

イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が九名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ 入院を要する小児救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

3 小児入院医療管理料の「注 2」に規定する加算の施設基準

（1）当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする保育士が 1 名以上常勤していること。

<R2 保医発 0305 第 2 号>

（2）内法による測定で 30 m²のプレイルームがあること。

プレイルームについては、当該病棟内（小児入院医療管理料 5 においては、主として小児が入院する病棟）にあることが望ましい。

<R2 保医発 0305 第 2 号>

（3）プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること。

<R2 保医発 0305 第 2 号>

8. 特定非営利活動法人 子ども療養支援協会 のご紹介

子ども療養支援協会は 2011 年に設立されました。子ども療養支援協会は、子どもの人権に配慮した小児医療の実現に向け、療養生活を送る子どもの“心のケア”（プレパレーションや治癒的な

遊びなど)を担う「子ども療養支援士」の養成制度の確立・普及を推進することを目指しています。その経緯は [子ども療養支援協会とは：子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)でご紹介しています。2012 年から子ども療養支援士の養成を開始し、認定された子ども療養支援士は 2021 年度末現在全国の主要小児医療施設 17 か所に雇用されて、主に小児病棟で働いています。[リンク：子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)

子ども療養支援協会では、ニュースレター「子ども療養支援協会通信」を発行しています。

[ニュースレター：子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)

活動内容などについてご理解いただけますと幸いです。

[役員：子ども療養支援協会ホームページ \(kodomoryoyoshien.jp\)](http://kodomoryoyoshien.jp)